

日本肢体不自由者卓球協会会則

第1章 総則

第1条（名称）

本協会は、日本肢体不自由者卓球協会（以下、「本会」という。）と称する。

第2条（目的）

本会は、我が国における肢体不自由者の卓球に関する統括団体として、卓球の普及・振興を図り、もって肢体不自由者の心身の健全な発達に寄与することを目的とする。

第3条（事業）

本会は、前条の目的を達成するために、次の各号に掲げる事業を行う。

- 1 肢体不自由者の卓球の普及・養成・指導及び技術の調査研究に関すること。
- 2 日本選手権大会及びその他の競技会を開催すること。
- 3 登録団体の事業に対する後援、援助を行うこと。
- 4 公益財団法人 日本障がい者スポーツ協会の目的に則した事業を行うこと。
- 5 公益財団法人 日本卓球協会の支援・協力により、適切な事業を行うこと。
- 6 本会の運営に関する会則及び競技規則を制定すること。
- 7 その他、本会の目的を達成するために必要な事業を行うこと。

第2章 会員及び登録

第4条（会員）

本会は、本協会の目的の趣旨に賛同し、次の各号に該当する、身体障害者手帳を所持する肢体不自由者を会員とする。

- 1 5名以上からなる登録団体の構成員
- 2 個人登録者

第5条（団体登録）

本会へ加入しようとする5名以上からなる団体の代表者は、次の各号に掲げる事項を記載した書面により登録する。

- 1 団体の名称・代表者氏名・住所及び必要な事項
- 2 構成員全員の氏名・住所及び各人の所持する身体障害者手帳に記載の障害名・障害等級及び必要な事項

第6条（個人登録）

本会へ加入しようとする個人は、次の各号に掲げる事項を記載した書面により登録する。

- 1 氏名及び住所
- 2 現在所持している身体障害者手帳に記載された障害名及び障害等級及び必要な事項

第7条（登録年度）

本会への登録は、毎年度行うものとし、毎年4月1日より翌年3月31日までを一登録年度とする。

第8条（登録事項の変更）

一登録年度内において、第5条・第6条の各号に掲げる事項に変更を生じた時、当該団体の代表者又は個人は、本協会へその旨を届け出なければならない。

第9条（登録費）

- 1 登録及び追加登録は、次の各号に掲げる費用を本会に納めるものとする。
なお、金額については別に定める。
 - (1) 団体登録費及び構成員の登録費
 - (2) 個人登録費
- 2 本会に納入した登録費は、いかなることがあっても返還しない。

第3章 権利・義務

第10条（権利）

- 1 本会に登録した団体は、評議委員1名を選出し総会に出席できるものとし、その議決権を行使できる。
- 2 本会の会員は、本協会主催の各種大会に参加することができる。

第11条（義務）

- 1 本会の会員は、本会会則に従わなければならない。
- 2 本会の会員は、毎年度登録手続きを行い、且つ登録費用を本会へ納めなければならない。

第4章 役員

第12条（役員等）

本会に、次の役員と職務者を置く。

- 1 会長 1名
- 2 副会長 2名以内
- 3 理事長 1名
- 4 副理事長 1名
- 5 理事 5名以内
- 6 事務局長 1名
- 7 会計 1名
- 8 監査 2名以内
- 9 参与 若干名
- 10 役員待遇 若干名

第13条（会長・副会長・参与・役員待遇）

会長及び副会長、参与、役員待遇の各人は、本会の会員でなくとも推挙することができる。

第14条（委員会）

本会に必要な委員会を置くことができる。

なお、委員会の機構、内容については別に定める。

第15条（役員等の選出と決定）

役員等の選出は、役員会で選考し、総会の承認により決定する。

第16条（役員等の職務）

- 1 会長は、本会を代表し会務を統括する。
- 2 副会長は、会長を補佐し、会長が欠けたときは、その職務を代行する。
- 3 理事長は、常務を統括し、会長・副会長を補佐する。
- 4 副理事長は、理事長を補佐し、理事長が欠けたときは、その職務を代行する。
- 5 理事は、常務を分掌する。
- 6 事務局長は、事務局を担当する。
- 7 会計は、本会の会計を担当する。
- 8 監査は、本会の事業及び財務会計を監査する。
- 9 参与は、会長の諮問に応じ、総会及び役員会に出席して意見を述べることができる。
- 10 役員待遇は、会長の指示により、本会の業務を遂行することができる。

第17条（役員のパ遣）

公益財団法人（公財）日本卓球協会の指定職へ、本会の役員から派遣するものとする。

第18条（評議委員）

- 1 評議委員は、本会登録団体より各々1名選出する。
- 2 評議委員は、前条の役員等を兼ねることはできない。評議委員がこれらの役員に選出された場合は、その団体は新たに評議委員を選出する。
- 3 評議委員は、総会において会務の重要事項を審議議決する。

第19条（役員等の任期）

- 1 役員等の任期は2年、評議委員の任期は1年とし、再任は妨げない。
- 2 補欠又は増員により選任された役員・評議委員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

第5章 会 議

第20条（会議）

本会は、総会及び役員会を開催するものとする。

第21条（総会）

- 1 総会は、本会の最高議決機関であり、年1回開催するものとし、会長が招集する。
- 2 総会は、役員等と評議委員が出席するものとし、総数の過半数以上（委任状を含む）の

出席を得なければならない。

- 3 総会の議長は、評議委員から選出するものとする。
- 4 総会は、以下のことについて審議決定するものとする。
 - (1) 事業報告と事業計画の審議承認
 - (2) 決算及び予算を審議決定
 - (3) 役員等の審議決定
 - (4) その他、重要事項の審議決定

第22条（役員会）

- 1 役員会は、本会の代表機関であり、会務を執行する。
- 2 役員会は、毎年度定例で1回行うものとし、また必要に応じて開催し、会長が招集する。
- 3 役員会は、第12条の職制で構成し、総数の3分の2以上（委任状を含む）の出席を得なければならない。
- 4 役員会の議長は、理事長が行うものとする。
- 5 役員会は、以下のことについて審議決定するものとする。
 - (1) 事業報告と事業計画の作成
 - (2) 決算及び予算の作成
 - (3) 役員等の選考
 - (4) その他、重要事項の審議決定

第23条（臨時総会）

臨時総会は、必要に応じて開催できるものとし、その一切は総会に準ずるものとする。

第24条（採決）

本会会則第21条及び第22条、第23条に掲げる各会議における議案の採決は過半数をもって議決し、可否同数の場合は、議長がこれを決定する。

第25条（議事録）

会議の議事録は、2名以内の記載者で作成し、出席者の代表2名以内が署名し、これを保存する。

第6章 会 計

第26条（財源）

本協会の財源は、以下のとおりとする。

- 1 会員の登録費
- 2 助成金・補助金及び寄付金
- 3 その他の収入

第27条（収支決算）

本会の運営に伴う全ての収支予算及び決算は、総会に提出し承認を得なければならない。

第28条（会計年度）

本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年の3月31日に終わる。

第7章 事務局

第29条（事務局）

本会は、会務執行のために事務局を設置し、下記の会長指名場所に置く。
「東京都港区赤坂 1-2-2 日本財団ビル 4階」

第8章 附則

第30条（設立）

本会の設立は、昭和56年3月21日とする。

第31条（附則）

本会会則の改廃は、役員会において立案し、これを総会に諮り3分の2以上の同意を得て改廃するものとする。

昭和56年3月21日施行
平成9年4月18日改正
平成10年3月21日改正
平成14年4月20日改正
平成16年4月17日改正
平成20年4月20日改正
平成21年4月19日改正
平成26年4月28日改正
平成27年9月28日改正
平成28年4月改正（予定）